

高知県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県小規模事業経営支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者等 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号。以下「小規模事業者支援促進法」という。）第2条に規定する小規模事業者及び創業等その他支援を必要とする者をいう。
- (2) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会であり、かつ、高知県内に事業所を有する商工会をいう。
- (3) 県連合会 商工会法に規定する県商工会連合会であり、かつ、高知県内に事業所を有する県商工会連合会をいう。
- (4) 商工会議所 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所であり、かつ、高知県内に事業所を有する商工会議所をいう。

(補助目的及び補助対象事業)

第3条 県は、次に掲げる事業を促進し、もって地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興及び安定に寄与することを目的として補助金を交付する。

- (1) 商工会又は商工会議所及び県連合会（以下「商工会等」という。）が小規模事業者支援促進法第4条第1項の規定に基づき行う小規模事業者等の経営の改善及び発達を支援する事業（以下「経営改善普及事業」という。）
- (2) 県連合会が小規模事業者支援促進法第4条第1項の規定に基づき行う商工会に対する指導事業（以下「商工会指導事業」という。）
- (3) 商工会又は商工会議所が行う地域の振興を活性化するための事業
- (4) 商工会議所又は県連合会が行う倒産の未然の防止及び再建円滑化を図るための事業

(補助対象経費、補助率等)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるもののうち、知事が必要であり、かつ、適当であると認めるものとする。

- (1) 商工会議所又は県連合会が別表第1に掲げる事業を実施するために必要な経費（以下「直接補助金」という。）
- (2) 商工会が別表第1に掲げる事業を実施するために必要な経費であつて、県連合会が商工会に支出する補助金（以下「間接補助金」という。）

2 補助対象経費、補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする商工会議所及び県連合会は、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、県連合会は、前条第1項第1号の経費と同項第2号の経費とを別にして補助金の交付を申請しなければならない。

2 商工会議所及び県連合会は、前項の規定により補助金の交付の申請をするときは、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時に当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定等)

第6条 知事は、前条第1項の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査の結果、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

(3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

(4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

(5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

(7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

(8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

(9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

(10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(11) 国税、県税及び市町村税の滞納があるとき。

2 県連合会は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して前項ただし書各号に掲げる条件を付さなければならない。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、商工会議所及び県連合会は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 知事が別に定める、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、あらかじめ別記第2号様式による変更承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は別記第3号様式による中止(廃止)申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (9) 補助事業の実施に当たっては、前条第1項ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者又は契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助対象職員の資格等)

第8条 商工会等の再雇用を除く経営指導員、統括経営指導員、専門経営指導員、商工会指導員、経営支援員、補助員及び記帳専任職員(以下「補助対象職員」という。)は、それぞれ別表第2に掲げる資格要件に該当する者とし、新規採用をするときは、別記第4号様式による承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 商工会等は直接補助金又は間接補助金の補助対象職員を変更(人事異動、再雇用又は退職の場合をいう。)するときは、別記第5号様式により事前に知事に届け出なければならない。

(概算払)

第9条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

2 商工会議所及び県連合会は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第6号様式によ

る概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第11条第1項の規定による補助事業等実績報告書の様式は別記第7号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 商工会議所及び県連合会は、第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 商工会議所及び県連合会は、第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第8号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、規則第11条第1項の規定による報告を受けた場合は、当該報告の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、商工会議所又は県連合会に通知するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第12条 知事は、商工会議所又は県連合会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第7条の規定に違反したとき。

(3) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき又は知事の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第13条 知事は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

(非常災害等の場合の措置)

第 14 条 商工会等が非常災害等により被害を受けたために補助事業の遂行が困難となった場合の特別措置については、必要に応じ、知事が指示するものとする。

(グリーン購入)

第 15 条 商工会等は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 16 条 補助事業又は商工会等に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

この要綱は、通知の日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、通知の日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、通知の日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、通知の日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、通知の日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、通知の日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、通知の日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、通知の日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、通知の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、通知の日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、通知の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、通知の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 10 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 9 日から施行し、同月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 5 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 5 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 26 日から施行し、令和 3 年度事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は同年 3 月 23 日から施行する。
- 2 改正後の様式による第 5 条第 1 項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても、行うことができる。

別表第1 (第4条関係)

補助事業の区分	補助対象経費			
	経費区分	経費区分明細	補助率	内容
(1) 補助対象職員設置費	俸給		10分の10以内	補助対象職員の俸給
	扶養手当			補助対象職員の扶養手当(再雇用職員を除く。)
	通勤手当			補助対象職員の通勤手当
	期末手当			補助対象職員の期末手当
	住居手当			補助対象職員の住居手当(再雇用職員を除く。)
	時間外勤務手当			補助対象職員の時間外勤務手当
	福利厚生費		2分の1以内	補助対象職員に係る健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料及び介護保険料の事業主負担分
	福利環境整備費		10分の10以内	補助対象職員(再雇用職員を除く。)に係る退職年金積立金及び退職金積立金の事業主支払分
	特別研究指導費			経営改善普及事業に従事する商工会議所の補助対象職員であって、別に定める要件を満たす者への手当
	事務費(人件費)			商工会議所の補助対象職員(再雇用職員を除く。)のうち、経営指導員、専門経営指導員及び補助員の人件費
	単身赴任手当			県連合会の人事異動者に対する単身赴任手当
職務手当		県連合会及び商工会の補助対象職員(再雇用職員を除く。)であって、別に定める要件を満たす者への手当		
管理職手当		県連合会及び商工会の補助対象職員であって、別に定める要件を満たす者への手当		
(2) 事務局長等設置費	指導環境推進費		10分の10以内	商工会等が実施する経営改善普及事業の推進のための指導環境整備に必要な一般管理費のうち、人件費(事務局長及び商工会同士又は商工会議所同士の合併に伴う事務局次長又は支所長の設置に係るものに限る。)、消耗品費、印刷製本費及び参考資料の購入費並びに経営改善普及事業の推進に必要な事業に係る講習会等の謝金、旅費、借損料、雑役務費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費及び参考資料の購入費(他の経費区分に係るものと分割支出することとなるものを除く。)
	記帳指導員等謝金等			商工会議所の記帳指導員の謝金及び記帳指導職員の指導手当
	臨時職員設置費			商工会の臨時職員の人件費
	記帳機械化等推進事業オペレータ設置費			県連合会の記帳機械化システム等及び地域小規模事業情報化推進事業の推進に要する経費のうち、オペレータ設置(人件費)に要する経費
	嘱託専門指導員謝金			商工会議所及び県連合会が行う経営改善普及事業の円滑な実施を図るために必要な嘱託専門指導員の謝金
	小規模企業振興委員活動費	指導普及費及び連絡会議費		商工会等が実施する経営改善普及事業の実施に必要な「小規模企業振興委員」に係る委員謝金、交通費、通信運搬費、資料費及び借損料

(3) 指導事業費	指導事務費	事務費	10 分の 10 以内	経営改善普及事業の実施に必要な指導事務及び調査研究に要する備品費（事前に申請を行ったものに限る。）、雑役務費、謝金、講師旅費、印刷製本費、通信運搬費、回線使用料、消耗品費、燃料費、道路通行料、修繕費、保守料、集計費、借損料、補助対象車両に係る法定保険料及び車検料、参考資料の購入費（補助対象職員の資質向上を図るため、知事の指示又は承認を受けた研修会への受講に要する受講料を含む。）並びに補助対象職員、記帳指導職員、記帳指導員及び嘱託専門指導員の旅費並びに県連合会、商工会議所、全国連合会、日商及び経済産業局の行う研修会等への出席に要する補助対象職員、記帳指導職員、役員及び職員の旅費並びに人事異動に伴う補助対象職員の赴任旅費
		講習会開催費		経営改善普及事業の実施に必要な講習会、講演会、個別指導等の開催及び経営改善普及事業の一環として実施する記帳継続指導に要する謝金、旅費、借損料、資料費、消耗品費、印刷製本費、雑役務費及び通信運搬費
(4) 資質向上対策事業費	役職員研修費	職員研修費	2 分の 1 以内、 3 分の 2 以内、 10 分の 10 以内	商工会議所及び県連合会の補助対象職員の研修に要する謝金、旅費、資料作成費、借損料、通信運搬費、委託費、消耗品費、雑役務費、研修受講料、通信講座受講料及び資格取得に係る受験料 ※補助率の内訳については運用を参照
		役員研修費	10 分の 10 以内	商工会議所及び県連合会が実施する役員の研修に要する謝金、旅費、資料作成費、借損料、通信運搬費、委託費及び消耗品費
	中小企業診断士養成課程参加費	(独)中小企業基盤整備機構が実施する中小企業診断士養成課程への参加に要する受講料及び実習費用		
	人事管理委員会運営費			商工会議所及び県連合会の人事管理委員会の運営に要する謝金、旅費、印刷製本費、会議費、借損料、雑役務費、通信運搬費、統一資格試験実施費、原稿料及び消耗品費
(5) 情報ネットワーク化等推進事業費	電子計算機賃借料		10 分の 10 以内	商工会議所及び県連合会が記帳機械化システム等及び地域小規模事業情報化推進事業の推進に係る電子計算機(オンライン関係機器を含む。)を設置するための必要な賃借料及び保守料
	記帳機械化等オンライン化推進事業費		2 分の 1 以内	商工会等が行う記帳機械化等オンライン化の推進に要する通信費

(6) 若手後継者育成事業費	青年部及び女性部活動推進費		10分の10以内	商工会議所及び県連合会が行う商工会等に設置されている青年部及び女性部の活動推進のための講習会、研修会、ブロック別交流会等及び地域振興事業等の活動推進に要する謝金、旅費（研修会等に参加するための受講者交通費及び全国商工会連合会又は日本商工会議所が行う青年部又は女性部指導者の研修会に参加するための受講者旅費等を含む。）、借損料（移動講習会の場合及び研修会等に参加するための車両借上げ費を含む。）、雑役務費、資料費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費及び調査等委託費
(7) 地域振興推進事業費	地域振興調査事業費		10分の10以内	商工会又は商工会議所が行う地域振興調査事業に要する経費のうち、当該実施事業内容から知事が必要であると認められた経費（商工会又は商工会議所役職員の人件費及び不動産購入費を除く。）
	広域振興等地域活性化事業費			県連合会が行う広域振興等地域活性化事業費に要する経費のうち、当該実施事業内容から知事が必要であると認められた経費（県連合会役職員の人件費及び不動産購入費を除く。）
(8) 経営安定特別相談事業費	特別相談事業費		10分の10以内	商工会議所及び県連合会が実施する経営安定特別相談事業に要する経費のうち謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、資料購入費、借損料、電子計算機賃借料、雑役務費、備品費（相談中小企業者の秘密の保持に必要な書庫又は書架であって、総額10万円以内のものに限る。）、燃料費、保守料及び委託費
	講習会等出席及び緊急対策等事業費			商工会議所及び県連合会が実施する緊急対策事業及びしにせ倒産防止事業に要する経費であって、謝金、旅費、資料購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借損料、雑役務費及び委託費並びに全国連合会又は日商が実施する講習会、事例研究会及び商工調停士会への出席に要する旅費
(9) 高度情報化推進事業費	高度情報化推進事業費		2分の1以内	商工会議所が行う高度情報化推進及び県連合会が行う商工会との高度情報化推進に係る電子計算機を設置するために必要な賃借料及び保守料（一人一台クライアントパソコンを除く。）
(10) 商工会等広域連携・合併推進事業費	商工会等広域連携・合併推進事業費		10分の10以内	商工会等が行う商工会等広域連携・合併推進事業に要する経費のうち、謝金、旅費、雑役務費、借損料、印刷製本費、資料費、通信運搬費、報告書作成費、原稿料、委託料、消耗品費、会館改装費、備品等運搬費及びネットワーク構築料
(11) IT技術強化支援事業費	IT技術強化支援事業費		10分の10以内	県連合会が行うIT技術強化支援事業費に要する経費のうち、謝金、旅費、印刷製本費、資料費、消耗品費及び借損料
(12) 地域経済活性化事業費	地域経済活性化事業費		10分の10以内	商工会等が行う地域経済活性化事業に要する経費のうち、謝金、旅費、雑役務費、借損料、印刷製本費、資料費、通信運搬費、報告書作成費、原稿料、委託料、消耗品費、筆耕翻訳料、展示会等出展費、原材料費、試作費並びに実験費、店舗改装費、広報費、備品等運搬費及びネットワーク構築料

別表第2（第8条関係）

資格区分	認定の要件
1 経営指導員	<p>1 商工会及び県連合会における認定の要件 次の要件の全てに該当する者であること。</p> <p>(1) 経営支援員として経営改善普及事業に3年以上従事した者</p> <p>(2) 人事委員会において総合評価がB評価以上であり、経営指導員として経営改善普及事業の遂行が可能であると認められた者</p> <p>(3) 商工会連合会会長又は商工会会長の推薦を受けた者</p> <p>2 商工会議所における認定要件 次の要件のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）を卒業した者（以下「大学卒業者」という。）であって、商工鉱業の支援又は経営実務に最近5年のうち2年以上従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法の規定による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者（以下「短期大学等卒業者」という。）であって、商工鉱業の支援又は経営実務に最近5年のうち3年以上従事した経験を有する者</p> <p>(3) 商工鉱業の支援又は経営実務に最近7年のうち5年以上従事した経験を有する者</p> <p>(4) 公認会計士法（昭和23年法律第103号）の規定による公認会計士又は会計士補</p> <p>(5) 税理士法（昭和26年法律第237号）の規定による税理士の資格を有する者</p> <p>(6) 中小企業診断士の登録を受けている者</p> <p>(7) 認定試験の結果、(1)から(6)までに掲げる者と同等以上の指導能力を有すると知事が認定した者</p>
2 統括経営指導員	<p>商工会における統括経営指導員は次の要件の全てに該当する者であること。</p> <p>(1) 人事委員会における総合評価がB評価以上である者であり、かつ、統括経営指導員としての職務の遂行が可能であると認められた者</p> <p>(2) 商工会連合会会長又は商工会会長の推薦を受けた者</p> <p>統括経営指導員を設置する商工会は次の要件を満たしていなければならない。</p> <p>(1) 別に定める小規模事業者等支援実行計画の認定を受けていること</p> <p>(2) 常時雇用（期間の定めなく雇用されている者をいう。）する職員数（設置しようとする統括経営指導員数を含む。）が3人以上であること</p>
3 専門経営指導員	<p>1 県連合会における認定要件 次の(1)及び(2)を満たし、かつ、(3)から(7)までのいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) 人事委員会における総合評価がB評価以上であり、かつ、専門経営指導員としての職務の遂行が可能であると認められた者</p> <p>(2) 商工会連合会会長又は商工会会長の推薦を受けた者</p> <p>(3) 経営指導員を3年以上経験し、年齢が27歳以上の者であって、かつ、商工鉱業の支援に必要な専門知識を有する者</p> <p>(4) 経営指導員を3年以上経験し、年齢が27歳以上の者であって、かつ、平成4年度以前に中小企業事業団の行う経営指導員研修課程の専門コース若しくは総合コース（3月）を修了した者又は平成5年度以降に中小企業事業団若しくは中小企業基盤整備機構の行う経営指導員の研修課程の専門コースを修了した者若しくは修了すると認められる者</p> <p>(5) 次のいずれかに該当し、年齢が30歳以上（現に商工会等に5年以上勤務している者にあつては27歳以上）の者であって、かつ、商工鉱業の支援に必要な専門的知識を有する者</p> <p>ア 大学卒業者であって、商工鉱業の支援又は経営実務に最近5年のうち2年以上従事した経</p>

	<p>験を有する者</p> <p>イ 短期大学等卒業者であって、商工鉱業の支援又は経営実務に最近5年のうち3年以上従事した経験を有する者</p> <p>ウ 商工鉱業の支援又は経営実務に最近7年のうち5年以上従事した経験を有する者</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 公認会計士法の規定による公認会計士又は会計士補</p> <p>イ 税理士法の規定による税理士の資格を有する者</p> <p>ウ 中小企業診断士の登録を受けている者</p> <p>(7) (3)から(6)に掲げる者と同等以上の指導能力を有すると知事が認定した者</p> <p>2 商工会議所における認定の要件</p> <p>次の要件のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) 経営指導員を3年以上経験し、年齢が27歳以上の者であって、かつ、商工鉱業の支援に必要な専門知識を有する者</p> <p>(2) 経営指導員を3年以上経験し、年齢が27歳以上の者であって、かつ、平成4年度以前に中小企業事業団の行う経営指導員研修課程の専門コース若しくは総合コース(3月)を修了した者又は平成5年度以降に中小企業事業団若しくは中小企業基盤整備機構の行う経営指導員の研修課程の専門コースを修了した者若しくは修了すると認められる者</p> <p>(3) 次のいずれかに該当し、年齢が30歳以上(現に商工会等に5年以上勤務している者にあつては27歳以上)の者であって、かつ、商工鉱業の支援に必要な専門的知識を有する者</p> <p>ア 大学卒業者であって、商工鉱業の支援又は経営実務に最近5年のうち2年以上従事した経験を有する者</p> <p>イ 短期大学等卒業者であって、商工鉱業の支援又は経営実務に最近5年のうち3年以上従事した経験を有する者</p> <p>ウ 商工鉱業の支援又は経営実務に最近7年のうち5年以上従事した経験を有する者</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 公認会計士法の規定による公認会計士又は会計士補</p> <p>イ 税理士法の規定による税理士の資格を有する者</p> <p>ウ 中小企業診断士の登録を受けている者</p> <p>(5) 認定試験の結果、(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の指導能力を有すると知事が認定した者</p>
4 商工会指導員	<p>県連合会における商工会指導員は、次の(1)及び(2)を満たし、かつ、(3)から(5)までのいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) 人事委員会における総合評価がB評価以上であり、かつ、商工会指導員としての職務の遂行が可能であると認められた者</p> <p>(2) 商工会連合会会長又は商工会会長の推薦を受けた者</p> <p>(3) 大学卒業者であって、商工鉱業の支援又は経営実務に最近5年のうち3年以上従事した経験を有する者</p> <p>(4) 短期大学等卒業者であって、商工鉱業の支援又は経営実務に最近7年のうち5年以上従事した経験を有する者</p> <p>(5) 商工鉱業の支援又は経営実務に7年以上従事した経験を有する者であつて、満30歳以上の者</p>
5 経営支援員	<p>商工会及び県連合会における経営支援員は、次の全てに該当する者であること。</p> <p>(1) 学校教育法の規定による高等学校を卒業した者</p> <p>(2) 認定試験に合格した者</p>

6 補助員	商工会議所における補助員は、それぞれが実施する採用試験の結果、IT活用、労務管理、金融及び財務等特定の専門的分野において経営指導員を補助する役割を期待されていることを考慮し、専門的技術を有すると知事が認めた者に該当するものであること。
7 記帳専任職員	<p>商工会議所における記帳専任職員は、次の要件のいずれかに該当する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 日本商工会議所と各地商工会議所との共催による簿記検定試験制度の3級以上の合格者 (2) 全国商工会連合会と県連合会との共催による簿記検定試験制度3級以上の合格者 (3) 全国商業高等学校協会主催による簿記検定試験制度の3級以上の合格者